

■補助対象について

Q 1 : 補助対象者は誰か。

A 1 : 次の全てに該当する方です。

- ・購入したヘルメットを1年以上使用する方
- ・佐渡市内に住所を有する方
- ・令和8年3月31日時点で18歳以下の方

Q 2 : 補助対象となるヘルメットはどのようなものか。

A 2 : 次の全てに該当するヘルメットです。

- ・令和7年4月1日以降に購入したもの。
- ・以下の安全認証のいずれか1つ以上を受けているもの。
①SG マーク ②JCF マーク ③CE マーク ④GS マーク ⑤CPSC マーク
- ・新品で購入したもの。

Q 3 : インターネット通販で購入した場合は対象になるか。

A 3 : 対象になります。ただし、申請には領収書等が必要になります。購入したサイトから領収書等のページを印刷し、提出してください。

なお、中古品（未使用品含む）やオークション、個人売買、譲渡等で取得したものは対象にはなりません。

Q 4 : 補助金額はいくらか。

A 4 : 購入金額の2分の1以内です。（消費税含む）

上限は2,000円で、100円未満は切り捨てとなります。

Q 5 : インターネット通販の送料やヘルメットの付属品も対象になるか。

A 5 : 送料や付属品は対象になりません。ヘルメット本体のみ対象です。

Q 6 : 購入時に商品券やポイントを使用した場合はどうなるか。

A 6 : 購入時に商品券やポイント使用、割引等があった場合は、それを差し引いた後の金額が対象になります。

Q 7 : ヘルメットはいくつまで対象か。

A 7 : 補助対象である使用者1人につき1つ、1回限りの補助になります。

■申請期間について

Q 8 : 申請期間は。

A 8 : 令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(木)

※予算上限に達した場合、期間中であっても補助を終了する場合があります。

■申請者について

Q 9 : 申請者は誰になるか。

A 9 : 原則として、ヘルメットの使用者が17歳以下の場合は保護者等による申請、18歳の場合は本人による申請となります。

■申請方法について

Q10 : 申請方法は。

A10 : 申請の流れは以下のとおりです。

- ①補助対象のヘルメットを購入(店舗やインターネット通販など)
- ②申請書類を提出

提出方法 ●直接窓口へ持ってこられる場合

- ・防災課(佐渡市役所本庁第1庁舎2階)
- ・各支所・行政サービスセンター

●郵送の場合

〒952-1292 佐渡市千種232番地
佐渡市役所 防災課 あて

- ③後日、補助金を交付

※振込手続きの関係で時間がかかりますが、予めご了承ください

Q11 : 電子メールでの申請は可能か。

A11 : 電子メールでの申請はできません。

窓口へ直接持参するか、郵送でお願いします。

Q12 : 申請に必要な書類は。

A12 : 必要書類は以下のとおりです。※⑥については受付時に確認します

- ①補助金交付申請書兼請求書
- ②誓約書
- ③領収書等(レシートでも構いません。)で、以下の記載が全てあるもの
 - ・ヘルメットの購入金額、購入日、品名又は品番、購入店
- ④購入したヘルメットが安全認証を受けていることが分かるもの(例)マークの映っている写真、カタログの写しなど
- ⑤通帳等の写しで、以下の記載が全てあるもの
 - ・銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義
- ⑥使用者及び申請者の住所、氏名、生年月日の分かる本人確認書類(例)運転免許証、マイナンバーカードなど

Q13：書類の様式はどこにあるか。

A13：市のホームページに掲載しています。また佐渡市防災課窓口及び支所・行政サービスセンター窓口でも申請書をお渡しできます。

Q14：補助金交付申請書兼請求書に押印は必要か。

A14：請求書となるため、押印が必要です。なお、誓約書への押印は不要です。

Q15：誓約書は自筆が必要か。

A15：自筆をお願いします。

Q16：領収書の形式に指定はあるか。(レシートでもよいか。)

A16：レシートでも構いませんが、「購入金額」「購入日」「ヘルメットの品名または品番」「購入店名」がいずれも記載されているものが対象となります。

Q17：安全認証の確認はどのようにするのか。

A17：申請時に、購入したヘルメットの安全認証マークが確認できる写真か、購入したヘルメットのカタログのコピー等の添付をお願いします。

ご不明な点がある場合は、購入前に下記までご連絡ください。

問い合わせ先

佐渡市 防災課 防災安全係 0259-63-3125